

総務産業委員会会議録

1. 開催年月日

令和5年6月23日 開会 9時57分 閉会 11時01分

2. 開催場所

委員会室

3. 出席委員名

荒木謙二	三宅孝之	多賀信祥	山下憲雄
細羽敏彦	三宅文雄	上野安是	西田久志
宮地俊則			

4. 欠席委員名

なし

5. その他の会議出席者

(1) 副議長 西村慎次郎

(2) 説明員

副市長	猪原慎太郎	総合政策部長	安東慎吾
総務部長	藤原雅彦	建設経済部長	岡本健治
水道部長	一安直人	建設経済部参与	田中大三
総合政策部次長	岩本展到	総務部次長	西村直樹
水道部次長	曾根剛	総務部参与	岡崎祐一
会計管理者	高木正文	監査委員事務局長	谷本充浩
企画振興課長	片山直紀	危機管理課長	金政吉伸
税務課長	大山次郎	観光交流課長	藤岡健二
建設課長	池田泰之	農林課長	中山浩一
都市施設課長	田口政之	芳井振興課長	梶井克也
美星振興課長	藤井義信	下水道課長	馬越敏晴
総務課参事	西本晴雄	税務課参事	田中稔
商工課参事	亀田博行	企画振興課長補佐	岡田千稔
上水道課長補佐	柳本兼志	建設課管理係長	妹尾洋典

(3) 事務局職員

事務局長	和田広志	事務局次長	成智千恵
主任	塩出英也		

6. 傍聴者

- (1) 議員 沖久教人、柳原英子、坊野公治、佐藤 豊
- (2) 一般 0名
- (3) 報道 0名

7. 発言の概要

委員長（荒木謙二君） 皆さん、改めましておはようございます。定刻より少し早いようですが、ただいまから総務産業委員会を開会いたします。

初めに、副市長のご挨拶をお願いします。

副市長（猪原慎太郎君） 皆さんおはようございます。

6月も下旬ということであります。梅雨のさなかということで、今日は少し天気がいいようですが、連日じめじめとした湿気の多い、大変不快な日が続いているところでございます。それから食べ物にも注意が必要ということで、食中毒とかも発生しているようですので、くれぐれも皆さんにはお体をご自愛いただきたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症でございますけれども、感染症法上の分類が第2類から第5類へ移行されたということで、行動制限とか様々な法律に基づいた強制的な措置がなくなっております。そういうことでもありますけれども、感染症自体がなくなったわけではありませんで、今全数調査というものをやめておりますので、今実際どういう状況かというのが皆さんすごく分かりにくくなっているんだろと思うんですけれども、本市では医師会のご協力といたしますか、医師会が独自に分かる範囲での全数調査をさせていただいておりますけれども、5月はほぼ感染者は1桁で、中には一人も感染者がいない日もあったような状況でありました。ところが、6月に入りましてもう軒並みといたしますか、感染者数は2桁の日が目立ってきているという状況で、具体的に言いますと、4月は60人弱であった感染者が、5月には80人近くになりまして、6月は、私が持っているデータ、まだ半月ほどのデータなんですけど、既に160人を超えているといった状況であります。確実に感染者は増えているということでもあります。それこそ、今もここは空調がきいていますけど、これから暑くなるので冷房のきいた部屋で過ごされることが多いと思うんですけど、そうなるについつい換気がおろそかになるということです。そういったことがきっかけで、夏場にまた感染者が増えるんじゃないかといったことも懸念をされているところであります。5類になったということではありますけれども、換気、それから場面場面に応じた効果的なマスクの着用ですとか手洗いといった基本的な感染予防対策を続けるということは、大変重要なだろうというふうに思っているところであります。

今日は総務産業委員会ということで、ふるさと納税のことを少しだけお話できたらと思う

んですけれども、先日いつでしたか新見市さんのふるさと納税のことが取り上げられておりまして、昨年度まで岡山県下15市の中で、唯一1億円に達していなかったのが新見市さんだったそうですけれども、要は2022年度は1億円を超えられたというような報道がされておりました。

井原市の状況でありますけど、皆さんよくご存じだと思いますけれども、2022年度は約2億8,300万円ということでございました。じゃあこれが岡山県内ではどういう位置づけなんだろうかということなんですけれども、岡山県には27市町村ありまして、それにプラス岡山県を足しますと28自治体になるんですけど、その中で多いほうから13番目ということでありまして。これを15市に限定しますと、15市中10番目ということでありまして。すごく頑張っているように見えますけれども、全体的にこの比較をすると、まだまだ上にはたくさんあるなということでありまして。

それこそ自主財源が乏しい井原市は、しっかり財源を探すことがこれからの特命になってくるんですけれども、そういった中でふるさと納税というのはすごく有効な財源になると、なり得ると思っています。ただ、財源ですので、安定的な財源にしたいという思いがありますけれども、全ての市町村がふるさと納税にしっかり取り組んでおられるということなんで、新しい発想というものを常に考えていかないといけないなということを強く思ったところであります。

そういった中、本日は総務産業委員会を開催いただきました。皆様方におかれましては、何かとご多用の中をお繰り合わせ、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

この委員会に付託されております案件でございますが、条例案件が2件、所管事務調査が1件ということでございます。皆様方には慎重にご審議をいただきたいと思います。とっております。

なお、会議システムに本定例会報告事項を登録しております。後ほどお目通しのほうをよろしく願いいたします。本日はどうぞよろしく願いいたします。

〈議長挨拶〉

委員長（荒木謙二君） 本委員会に付託されました案件は、議案第43号井原市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、議案第44号井原市国民保護協議会条例の一部を改正する条例についてでございます。

〈議案第43号井原市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について〉

総務部長（藤原雅彦君） 6月21日の本会議におきまして、山下議員さんの質問に対する答弁で誤りがありましたので、訂正させていただきたいと思ひます。

本条例の一部改正に伴い、課税免除期間の見直しはあるのかどうなるのかという質問でございました。本会議では「現行では令和5年度から令和7年度まで、改正後は令和9年度までとなる」という答弁をさせていただきましたが、正しくは「現行では平成31年度から令和7年度まで、改正後は令和10年度まで」、こちらが正しい内容でございました。訂正し、おわび申し上げます。

委員（山下憲雄君） 今回の改正で、お尋ねいたしますけれども、課税期日というのは当該年度の1月1日ということになっておりますが、例えば10月に土地、建物を取得して、年をまたいで2月に機械、装置で操業開始した、こういった場合の課税免除の対応をご説明いただきたいと思ひます。

税務課長（大山次郎君） 先ほどのご質問ですが、例えば今年度を例にして申し上げますと、令和4年度の10月に土地、建物を取得されて、1月1日の賦課期日をまたいで今年の2月に操業されたという場合でございましたら、令和5年1月1日現在においては操業をされておられませんので、令和5年度については課税を行います。操業を開始されたのが2月でございますので、操業された次の1月1日現在はこちらの条例の課税免除の該当になりますので、令和6年度、7年度、8年度の3年度間について課税免除ということになります。

委員（山下憲雄君） 本会議場でも地方交付税に上積みをされるというようなお話の一部説明いただきました。今回減税というと、今副市長のお話じゃないんですけれども、財源確保という点から、免税ということになりますと本市においても大変なことなんですけれども、それをカバーする仕組みがあるんだといったような法改正であったと思うんですけれども、もう少しそこら辺のその免税の対応の仕方というのについて、補足して説明いただけることがあったらお願いいたします。

総務部参与（岡崎祐一君） 課税の免除に対する減収の補填という部分でのお尋ねだと思います。

まず、普通交付税につきましては、いわゆる基準財政需要額に対して基準財政収入額が不足する場合にその差、不足額が交付をされるという仕組みでございしますが、その基準財政収入額を算定する際に、固定資産税については課税客体、土地なり建物なり償却資産が、その数量を基に標準的な税収入を算出して、その75%を基準財政収入額として算定するということが地方交付税法の中で定められております。それが、当然の仕組みがまずありまして、本件の課税免除対象の固定資産につきましては、こうした条例に基づいて課税の免除をした

ら収入が入らないわけですが、課税の免除をした際も課税客体としては存在をしておりますので、特別な措置を設けない限り普通交付税の基準財政収入額には算入されてしまうことになってしまいます。これに対する措置として、法律、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の第26条に地方税の課税免除等に伴う措置が規定をされておりまして、これに基づいて固定資産税を課さなかった場合には、地方交付税法の規定にかかわらず基準財政収入額から控除するという措置が取られてあります。こうした普通交付税の仕組みと、それから課税免除に伴う措置によりまして、減収分の75%が普通交付税で補填されるというような考え方になります。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第44号井原市国民保護協議会条例の一部を改正する条例について〉

委員（宮地俊則君） 本会議で聞き漏らしていたら申し訳ないんですが、これは大きく分けて2点だと思います。委員定数の20人から40人と、この説明では防災会議の現状の定数が20人を大幅に超えているので40人ということであったと思いますが、もう一つの「協議会に、幹事若干名を置く」を「必要があるときは、幹事を置くことができる」と、この変更をする意味合いというのが、この文面だけ見れば、幹事若干名を置くとなれば置かなければならないと、それが改正後は必要があるときは置くことができると、置いても置かなくてもいいですよという意味合いだと思うんですが、これをわざわざ変更する意味合いというのはどういったところにあるのかお聞かせください。

危機管理課長（金政吉伸君） 幹事に関する規定の改正についてのご質問だったと思います。

実は、現在の国民保護計画を平成18年度に作成しております。そのときに実際幹事は置いておりません。この国民保護に関する事務というのが法定受託事務でございまして、市独自の色を出す計画でもないということもありまして、幹事を置く必要は必置じゃなくて、ど

うしてもというときに限って置くことができるということにしといても、しといてもというよりは、そちらのほうが現実に即しているのかなということがありまして、このたび改正をお願いしております。

委員（宮地俊則君） 分かりました。じゃあ、現状は置くとしてあったが置いてなかったと、その現状に合わせてこのたびこども改正したということですね。結構です。

委員（山下憲雄君） 3月か4月頃、新聞報道で井原市のこの国民保護条例の見直しをするという記事を見て、こういう条例も井原市にあるんだということを知ったようなことで勉強不足なんですけど、これによりますと17年ぶりといったようなことで、古くなったので変えて対応するということが報道の内容だったように思っているんですけども、そこで、今回いわゆる協議委員というんですか、これは今まで20人以内だったと、それが40人以内といったような形で改正するということが書かれておるわけですが、その設置されたときもその委員の20人以内の人たちがおったと思うんです、それが40人、およそ倍に計画されようとしているわけですけども、当時任期とかそういうのがあったのか、任期というのは任命期間、ずっともう放置されてきたのか、今現在はどうなっているのかをちょっとご説明いただけたらと思います。

危機管理課長（金政吉伸君） 平成18年当時の委員については18名でございました。その内訳といたしますのが、まず、市長、副市長、教育長で、これが市の職員、市執行部としての委員はそれだけでございます。あとは消防長、それから県民局長、警察署長、それから消防団長、医師会長もろもろ、今度外部の委員さんがおられまして18名で、このたび20名を40名にするという中で、市の部長級、それから支所長、こちらを10名増やしております。だから、20名から40名になる、倍じゃないかって言われるんですけども、そのうち10名は市の部長級が新たに委員になるということでございます。プラス10名につきましては外部の委員さん、これからまた充実できたらなという思いもありまして、40名ということでお願いをしております。

任期につきましては、国民保護法の第40条、こちらに市町村の国民保護協議会の組織という規定がありまして、その中で、委員の任期については県の委員の任期に準ずるということになっております。県の国民保護協議会の委員さんの任期は2年でございます。だから、上位法で2年って決まっておりますので、じゃあ今井原市の国民保護協議会は委員何名ですかと聞かれば、今はゼロと、このたび改正するに当たって、新たに任命して、委嘱をして招集、開催をするという流れになります。

委員（山下憲雄君） よろしく申し上げます。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

委員長（荒木謙二君） 以上で議案の審査は終了いたしました。

なお、委員会報告書の作成につきましては委員長にご一任願いたいと思います。

〈異議なし〉

〈所管事務調査〉

委員長（荒木謙二君） 本日の所管事務調査事項は、令和5年度公共事業等事業計画についてであります。

ほかに、不測の事態により緊急に所管事務調査事項として追加すべきと思われる提案がございましたらご発言願います。

〈なし〉

〈令和5年度公共事業等事業計画について〉

委員（宮地俊則君） 橋の長寿命化ということで、橋梁点検並びに修繕をもう何年もやっていたいただいとるところなんです、ざっくりで結構ですんで、橋梁点検の進捗状況、それから傷んどるところが修繕ということでのその進捗状況と今後の全体の見通しをお聞かせください。

建設課長（池田泰之君） 橋梁長寿命化計画策定について、進捗状況と今後の見通しについてのご質問だとお聞きしました。

現在井原市が管理している橋梁につきましては、今年度4月1日現在で505橋ございます。そのうち、橋梁の15メートル以上が58橋、橋梁15メートル未満が447橋の内訳

となっております。

毎年橋梁補修工事を実施しておりますが、橋梁点検を行った年に橋梁の早期措置段階、修繕が必要と言われる橋につきまして、点検の結果がそういう段階になりますと次年度に補修計画を立てております。そうしたことから、進捗といいますと、毎年点検の後に補修が必要な橋梁数が変わってきますので、進捗率といったことはちょっとこの場では申し上げれない状況であります。

今後の見通しにつきましては、橋梁点検を行って予防的、早期に修繕が必要か、また予防段階で早めに直したほうがいいかとかといったものを橋梁長寿命化計画で策定しまして、それから次の年に修繕計画を立てていくといったことを考えております。

委員（宮地俊則君） 分かりました。ざっくりなんですけども、そうすると完了というのは、これはもう読めない、どれぐらい先まで点検、点検し終わったら最初の頃のがまた傷んでいる可能性もあろうかと思うんですけども、いわゆる点検だけでもいつ頃には完了するという見通しはありますか。

建設課長（池田泰之君） 橋梁点検につきましては、2メートル以上の橋梁において、5年に一度の点検が義務化されております。ということで、何年までに点検が終わるといったことではなく、もう5年に一度はこの505橋、橋全てを点検をしております。

委員（宮地俊則君） この件についてはありがとうございます。続けていいですか。

続いて申し訳ないですが、地元のことであれなんですけど、12ページの下から4行、5行、河川改修で高屋川の河川改修と護岸整備、後ろのほうの配置図をちょっと確認すれば分かりやすいのかもしれませんが、どのあたりになりますかね、河川改修と護岸整備、12ページの下から4行目、5行目、何ページの配置図を見れば。

建設課長（池田泰之君） 高屋川の河川改修と護岸整備につきまして、位置でございますが、資料21ページで、ちょっと記しはしておりますが、ちょっと分かりにくいんですけど、後月橋から県道七曲井原線を。

委員（宮地俊則君） もう一度お願いします。

建設課長（池田泰之君） 場所につきましては、後月橋から七曲井原線を北進しまして、1つ橋があるんですけど、そのあたりから、その橋から上流まで。

委員（宮地俊則君） 橋本橋のことですか。

建設課長（池田泰之君） 橋本橋です。

そのあたりから上流を予定されていると聞いております。

委員（宮地俊則君） ありがとうございます。

委員（三宅文雄君） 5ページの社会資本整備総合交付金事業で、日芳橋塚原線が予算計

上されていますけれども、これはもう本年度で全て完成という理解でよろしいのでしょうか。

建設課長（池田泰之君） そのとおりでございます。今年度完了予定です。

委員（三宅文雄君） それと、もう一点お聞きします。

6 ページの柵りキ線、地方創生道整備推進交付金事業として、これは高屋町の処分場のところへ行く道だと思えますけれども、用地取得、物件補償ということで予算計上されていますけれども、これはもう用地買収は全て完了という理解でよろしいのでしょうか。

建設課長（池田泰之君） 柵りキ線の用地取得等の状況につきましては、昨年度から今年度までの実績で申しますと、17 地権者中 3 件、今現在取得しております。引き続き今年度も含め、来年度を目指して用地取得が完了するよう目指しているところでございます。

委員（三宅文雄君） 現在予算計上されているので、全て完了するのではないかなという見込みで予算計上をされているという理解でよろしいのでしょうか。

建設課長（池田泰之君） 一応全ての物件について費用を算定しまして、予算はその全額としております。

委員（三宅文雄君） よろしいです。

委員（西田久志君） 前に聞いたことがあるかもしれませんが、12 ページの金比羅橋の架け替えですか、これの位置的なものは大体どこか、それと大体の予定というものはどういうふうになっているか教えていただきたいと思えます。

建設課長（池田泰之君） 金比羅橋の架け替えですが、今県のほうからお聞きしておりますのが、令和4年度の段階で道路、橋梁の詳細設計を実施されております。場所につきましては、今の金比羅橋の上流側へ新しい橋が架かるとお聞きしております。

一応橋につきましては、完了はまだ、今後まだ用地取得とか補償とかそういったことがありますので、はっきりした年度を申し上げることはちょっと今控えさせていただきたいと思えます。

委員（西田久志君） 分かりました。よろしいです。

〈なし〉

委員長（荒木謙二君） ないようでございますので、本件については、終わります。

なお、本日13時より市内現地視察を行いますので、執行部の方には昼からもよろしくお願いをいたします。

ここで、執行部の方にはご退席願いたいと思えますが、何かございましたらお願いしま

す。

副市長（猪原慎太郎君） 終わりに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては慎重にご審議をいただきまして誠にありがとうございました。

今議会を通じて皆様方からいただいております様々なお意見、ご提言、ご要望につきましては、今後の市政に反映していきたいと思っております。

先ほどご紹介ありましたように、午後からは現地視察もごさいます。また、来週になりますと予算決算委員会も控えておりますので、引き続き慎重にご審議をいただきますようお願いいたします。本日は誠にありがとうございました。

委員長（荒木謙二君） 執行部の皆様には大変ご苦労さまでした。

〈休憩中、執行部退席〉

委員長（荒木謙二君） 休憩前に引き続き、所管事務調査事項の令和5年度公共事業等事業計画について、今後の進め方を委員の皆様にご協議いただきたいと思います。

委員（多賀信祥君） 年度当初に全体のことを聞けたので、今回限りで結構かと思えます。

〈なし〉

委員長（荒木謙二君） ないようでございますので、以上で所管事務調査については終わります。

〈閉会中の継続調査について〉

委員長（荒木謙二君） 突発的な事件や行政視察に対応できるよう、閉会中も継続して調査を行えるよう、別紙資料のとおり、所管事務調査事項を決定し、同様の内容で閉会中の継続調査申出書を議長に提出したいと思います。

〈異議なし〉

〈議会への提案について〉

〈正副委員長で作成した回答案を基に協議し、原案のとおり決定〉

〈その他〉

〈行政視察のテーマ及び視察先について協議〉

委員長（荒木謙二君） それでは、閉会に当たり、議長、何かございましたらお願いいたします。

〈議長挨拶〉

委員長（荒木謙二君） 以上で総務産業委員会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。13時からよろしくお願いいたします。

○議会への提案について

(回収日：令和5年6月5日)

回収場所	記入日	内 容	協議先
出部 公民館	令和5年 5月27日	自転車に乗る時にヘルメットを着用することが努力義務となりました。 自転車ヘルメットの購入に当たり補助金を出す様にしてはどうでしょうか。 (年齢や期間、ヘルメットの種類など 検討要です。) 井原市着用先進を目指しましょう。	総務産業 委員会

《回答案》

この度は、井原市議会へご提案いただきありがとうございます。

〇〇様からいただきましたご提案につきまして、井原市議会から回答させていただきます。

自転車用ヘルメットの補助制度導入についてのご意見・ご提案について、市の担当課（総務課62-9506）に確認したところ「市では、令和5年4月1日に自転車乗車中のヘルメット着用が努力義務化されたことに伴い、警察署等関係機関・団体と協力しながら、交通安全教室での呼び掛けやチラシの配布などにより啓発活動に努めているところです。

現在、多くの小中学生が通学時などの自転車乗車中にヘルメットを着用しておりますが、高校生以上になると着用していない人が多く見受けられます。これは髪型を気にするなどの要因が考えられますが、こうした要因の解消に関しては、まずはより効果的な啓発に取り組むべきものと考えており、今後とも各種広報媒体を活用して啓発活動に努めてまいります。

自転車用ヘルメットの補助制度導入につきましては、既に他自治体で導入しているところもあり、その効果等について研究して参りたいと考えております。」とのことでした。

議会におきましては、市の実施する各種事業や施策に注視してまいります。

今後も、市民の皆様からのご意見を伺いながら、市政発展のため活動してまいりますので、よろしくお願いたします。